

**第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業
募集要項**

**令和8年2月
(令和8年3月4日修正版)
日吉津村**

目次

第1章 募集要項の位置付け.....	1
第2章 事業内容に関する事項.....	2
1 本事業の名称.....	2
2 施設の種類等.....	2
(1) 名称.....	2
(2) 種類.....	2
3 本事業に供される施設の管理者の名称.....	2
4 事業地.....	2
5 事業の目的.....	2
6 本事業の基本方針.....	3
(1) 基本理念.....	3
(2) 基本方針.....	3
7 事業手法.....	4
8 業務範囲.....	4
9 事業期間.....	4
10 事業スケジュール.....	4
11 事業者の収入.....	5
12 募集要項等の変更.....	5
第3章 事業者の募集及び選定に係る事項.....	6
1 募集及び選定の方法.....	6
2 募集及び選定のスケジュール.....	6
3 応募者が備えるべき参加資格要件.....	6
(1) 応募の参加要件.....	6
(2) 応募者の制限.....	7
(3) 応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日.....	9
4 審査及び優先交渉者の選定に関する事項.....	9
5 募集要項等に関する説明会.....	9
(1) 日時.....	9
(2) 場所.....	9
(3) 説明会申込み方法.....	9
(4) 説明会申込み期限.....	9
6 募集要項等への質疑及び回答.....	9
(1) 質疑の締切及び回答.....	9
(2) 質疑の方法.....	9

(3) 質疑に対する回答.....	10
7 競争的対話の開催.....	10
(1) 概要.....	10
(2) 開催日時.....	10
(3) 場所.....	10
(4) 実施方法.....	10
(5) 申込み方法.....	10
(6) 申込み期限.....	10
(7) 知的財産権の取り扱い.....	11
(8) その他.....	11
8 参加表明及び資格審査.....	11
(1) 提出書類.....	11
(2) 受付期間及び場所.....	11
(3) 資格審査.....	11
(4) 参加資格要件の審査結果及び応募参加番号の通知.....	11
(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	11
9 応募.....	12
(1) 応募.....	12
(2) 提案書に記入する金額.....	12
(3) 募集予定価格.....	12
(4) 応募の辞退.....	12
(5) 応募の棄権.....	13
(6) 公正な募集の確保.....	13
(7) 募集の中止・延期.....	13
(8) 応募の無効.....	13
(9) 提案書の取扱い.....	13
(10) 提案書の変更の禁止.....	14
(11) 応募保証金.....	14
第4章 優先交渉権者の決定方法.....	15
1 選定委員会.....	15
2 審査及び優先交渉権者決定手順.....	15
(1) 審査手順.....	15
(2) ヒアリングの実施.....	15
(3) 優先交渉権者の選定及び決定.....	15
(4) 応募結果の通知及び公表.....	15
(5) 事業者を選定しない場合.....	16

第5章 契約に関する事項.....	17
1 手続における交渉の有無.....	17
2 設計施工一括請負契約の締結.....	17
3 契約保証金.....	17
4 契約条件の変更.....	17
5 契約締結まで至らなかった場合.....	17
6 議会の議決に付すべき契約の締結.....	17
7 その他.....	17
(1) 情報提供.....	17
(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨等.....	18
(3) 応募に伴う費用負担.....	18
第6章 事業実施に関する事項.....	18
1 村による本事業の実施状況の確認.....	18
2 事業期間中の村と事業者の関わり.....	18
3 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
第7章 その他.....	19
1 権利義務に関する制限.....	19
(1) 設計施工一括請負契約上の地位.....	19
(2) 債権の譲渡・質権設定及び担保の提供.....	19
2 法制上及び税制上の優遇措置.....	19
3 財政上及び金融上の支援措置.....	19
第8章 受付窓口.....	20

第1章 募集要項の位置付け

この募集要項は、日吉津村（以下「村」という。）が日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和7年12月26日に公表した「日吉津村海浜運動公園再整備事業実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に係る質問・意見を反映しているため、本プロポーザルへ応募する者（以下「応募者」という。）は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

なお、募集要項に併せて交付する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

別添資料 1 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

別添資料 2 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）

別添資料 3 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 審査基準」（以下「審査基準」という。）

別添資料 4 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 設計施工一括請負契約書（案）」（以下「設計施工一括請負契約」という。）

第2章 事業内容に関する事項

1 本事業の名称

第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業

2 施設の種類の等

(1) 名称

日吉津村海浜運動公園

(2) 種類

都市公園

3 本事業に供される施設の管理者の名称

日吉津村長 中田 達彦

4 事業地

日吉津村海浜運動公園（鳥取県西伯郡日吉津村）

5 事業の目的

鳥取県西伯郡日吉津村（以下「村」という。）は、日本海に面した豊かな自然環境と村民の結束を誇る地域である。海岸部に見られる自然緑地は、村の木である黒松の松林や日野川河口部に広がる農地が分布していることから、視覚的に豊富な「緑」となっており、これらの自然環境は、後世に伝える貴重な村の資産として位置づけられている。国道431号への大規模商業施設の進出が続き、「田舎の都会」というイメージが強くなっている日吉津村において、海岸部の緑地帯に位置する自然と調和した公共空間である「海浜運動公園」は、緑の溢れる村民の憩いの場であり続けると同時に、時代とともに利用者が減った低利用施設を見直し、新たな来訪者を呼び込むことで地域の賑わいを創出する役割が求められている。

また、令和5年3月に「日吉津村海浜エリア活性化計画」を策定した際に行った村民意見募集では、子育て世代から『遊具のある広い公園が欲しい』、『近くて自由に遊べる公園が欲しい』という声が多く寄せられた。また、天候に関わらず安全に子どもたちが遊ぶことができるスペースの需要も高まっている。

日吉津村海浜運動公園の中でも芝生広場については、鳥取うみなみロード（とっとり横断サイクリングロード）になっている村道温泉線沿いにありながら、その利用方法はグランドゴルフや年数回のマルシェ等限定的であり、エリアの持つポテンシャルを十分に活かしているとは言い難い状況にある。そこで、芝生広場において「子どもたちが自由に遊べる場」、「人が集まり、繋がる空間」、「賑わいを創出する環境」を備えた子育て交流拠点施設を整備することで、これからの人口減少の時代においても、人を惹きつけ、村の活力を生み出すエリアとして村の宝であり続けることを目指す。

6 本事業の基本方針

(1) 基本理念

日吉津村海浜運動公園（以下「本公園」という。）は、「自然と調和し、多世代の交流と村の未来を育む『緑のウェルビーイング拠点』」を基本理念とし、村は、子育て世代をはじめ全世代が日常的に利用し、活力が生まれるよう、以下の基本方針に基づき本公園の整備を推進する。

(2) 基本方針

本公園の特性と村民ニーズに基づき、子育て世代を核とした人たちが利用しやすい公園づくりを目指し、第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下「本事業」という。）においては、以下の6つの基本方針に基づき具体的な公園整備を行う。

	個別目標	具体的な姿
① 子育て世代の交流の機能の創出	乳幼児・児童とその保護者、そして地域住民が安心して集い、交流できる子育て交流の拠点としての機能を確立する。	年齢層別の安全基準に適合し、全天候型（屋根付き）の遊戯スペースを整備することで、天候に左右されない利用環境を確保する。
② 多様な活動と交流の促進	中高生を含む多世代が、遊びや運動を通じて自然に集まり、繋がりが生まれ広がる空間を創出する。	多目的広場や運動機能に加え、若者世代が利用しやすいデザインや、多世代が互いにコミュニケーションをとれるよう配慮したエリア配置を行う。
③ 緑地景観の保全と活用	貴重な黒松の松林や海岸部の自然緑地を後世に伝える村の資産として保全し、自然と調和した公園づくりを徹底する。	景観を損なわない設計を基本とし、自然を活かしたサードプレイスをデザインすることで、緑地景観の価値を高める活用を図る。
④ 賑わい創出とエリア連携	低利用施設の活用見直しと、サイクリングロード（村道温泉線）沿いの芝生広場エリアのポテンシャルを最大限に活かし、新たな来訪者を呼び込む賑わいを創出する。	年数回のマルシェに留まらず、多様なイベントや民間サービス（飲食・休憩施設等）が常時展開できる環境を整備し、エリア全体の回遊性を高める。
⑤ 民間活力を導入した魅力	民間のノウハウやアイデアを積極的に導入し、利用者の多様	柔軟かつ持続可能な管理運営と、サービスの質的な向上を図

力向上	なニーズに対応できる魅力ある運営体制を構築する。	ることができるよう遊びや遊具についての専門的な知見を取り入れる等の設計とする。
⑥ 開かれた多目的利用の推進	村内外からの利用を促進し、多様なイベント開催が可能な村に開かれた交流拠点としての機能を強化する。	大小さまざまな規模の活動に対応できるような施設配置や、イベント運営に必要なスペースを確保した計画とする。

7 事業手法

本事業は、事業者が本公園の設計、建設及び工事監理を行う DB (Design Build) 方式により実施する。

8 業務範囲

本事業の業務範囲は以下のとおりとする。

- (1) 設計業務（要求水準書第 5 章 2 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (2) 工事監理業務（要求水準書第 5 章 3 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (3) 建設業務（要求水準書第 5 章 4 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）

9 事業期間

本事業の事業期間は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、村議会における議決を受け、設計施工一括請負契約が本契約として成立した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

10 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下のとおりである。

募集要項の公表	令和 8 年 2 月 20 日
優先交渉権者の決定	令和 8 年 5 月
設計施工一括請負契約（仮契約）の締結	令和 8 年 5 月
設計施工一括請負契約に係る村議会の議決（本契約の締結）	令和 8 年 5 月
設計及び工事	令和 8 年 5 月～令和 9 年 3 月
引渡し日	令和 9 年 3 月
事業終了	令和 9 年 3 月末

供用開始日	令和9年4月
-------	--------

1 1 事業者の収入

村は、本事業において、事業者が提供する設計業務、工事監理業務及び建設業務（以下、これらの業務を個別に又は総称して「本業務」という。）の提供に対し、対価を支払う。対価の支払方法等の詳細については、村が事業者と締結する設計施工一括請負契約に示す。

1 2 募集要項等の変更

募集要項等公表後における事業者からの質問や事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、村は募集要項等の内容の変更を行った場合は、速やかに、その内容を本村のホームページへの掲載により公表する。

第3章 事業者の募集及び選定に係る事項

1 募集及び選定の方法

事業者の選定に当たっては、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、「公募型プロポーザル方式」とする。

応募者の中から最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定する。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

募集要項の公表	令和8年2月20日
募集要項等の説明会	令和8年2月27日
募集要項等に関する質疑	令和8年2月20日～令和8年3月10日
質疑への回答	令和8年3月12日
参加表明書の受付	令和8年3月13日
競争的対話	令和8年3月18日
提案書の受付	令和8年4月10日～令和8年4月30日
提案書類の内容に関するヒアリング	令和8年5月12日前後
優先交渉権者の審査・決定	令和8年5月12日前後
優先交渉権者の公表	令和8年5月15日前後
設計施工一括請負契約（仮契約）の締結	令和8年5月
設計施工一括請負契約に係る村議会の議決 （本契約の締結）	令和8年5月

3 応募者が備えるべき参加資格要件

(1) 応募の参加要件

応募者は、本事業で整備する日吉津村海浜運動公園芝生広場（以下「本施設」という。）の設計業務を担当する設計事業者、本施設の工事監理業務を担当する工事監理事業業者、本施設の建設業務を担当する建設事業者等で構成されるものとする。

1	応募者は、代表事業者及び構成事業者で構成されるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とし、設計事業者・工事監理事業業者・建設事業者等、参加資格確認申請書の提出時に決定しているすべての事業者を明らかにすること。 ※代表事業者とは、以下に示す構成事業者から選出されたコンソーシアムを代表し統括する法人・個人をいい、本事業の実施に対応できる適切な
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>事業規模及び体制を有し、主たる責任者として確実に対応できる能力を有すること。</p> <p>※構成事業者とは、コンソーシアムに参画する事業者であり、直接各業務を担う法人・個人をいう。</p>
2	構成事業者から代表事業者を選定し、代表事業者は、応募に関する手続の窓口を担うこと。
3	本業務の一部を、第三者に委託することを可能とするが、その場合、提案書にその旨と再委託先の委託事業者名を明示すること。
4	各業務を複数事業者で実施する場合は、各業務を総括する事業者を決めること。
5	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの代表事業者の変更は認められない。
6	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの構成事業者の変更は原則として認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者は、村と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに村が承諾した場合に限り、代表事業者を除く構成事業者の変更及び追加を行うことができるものとする。
7	構成事業者は、他のコンソーシアムの構成事業者として重複参加は認めない。

(2) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募できないものとする。

1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
2	会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）。
3	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）。
4	日吉津村建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止の期間中である者。
5	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
6	役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役等、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。

①	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
②	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
③	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
④	直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑤	暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
⑥	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
⑦	禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
⑧	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者。
⑨	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当する者。
7	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
8	建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
9	直前2年間の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
10	村が本事業のために設置する日吉津村海浜運動公園再整備事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）又はこれらの者が属する事業者と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
11	本事業について事業化支援業務を受託した次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。 ■株式会社ローカルファースト研究所 ■森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(3) 応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。なお、提案書の受付期限日から優先交渉権者決定の日までに応募者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた応募者は失格とする。

4 審査及び優先交渉者の選定に関する事項

公募公告は令和8年2月20日（金）とし、村のホームページにおいて公表する。また、募集要項等については、同様のホームページにおいて公表する。

5 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する内容についての説明会を次のとおり実施する。

(1) 日時

令和8年2月27日（金） 10時から

(2) 場所

日吉津村役場

(3) 説明会申込み方法

別紙「様式集」中、「募集要項等に関する説明会 参加申込書（様式 1-1）」に必要事項を記入の上、担当窓口で電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名は、「【海浜運動公園再整備事業 募集要項等説明会 参加申込】〇〇〇（参加者名）」とすること。

(4) 説明会申込み期限

令和8年2月25日（水） 17時まで

6 募集要項等への質疑及び回答

募集要項等への質問疑義を次のとおり受け付ける。なお、質問疑義の受付及び回答を実施する。

(1) 質疑の締切及び回答

質疑の締切：令和8年3月10日（火） 17時まで

質疑に関する回答：令和8年3月12日（木）

(2) 質疑の方法

別紙「様式集」中、「募集要項等に関する質問疑義照会書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、担当窓口で電子メールで提出すること。電話及び口頭による質疑には応じないものとする。電子メールを送信する際の件名は「【日吉津村海浜運動公園再

整備事業 募集要項等に関する質疑】〇〇〇（応募者名）」とすること。

(3) 質疑に対する回答

事業実施上必要と認められるものについてのみ、回答期限までに村ホームページ内で回答する。なお、質疑を提出した者の名称は公表せず、意見表明や提案等と解されるものには回答しないものとする。

7 競争的対話の開催

(1) 概要

本事業のプロポーザルへの参加を予定する応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、村の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、競争的対話を実施する。

(2) 開催日時

令和8年3月18日（水）の9時～12時、13時～17時

※開催日時のうち各1～2時間程度を予定（同時に複数の民間事業者で参加する場合の時間は考慮する）。

(3) 場所

日吉津村役場 本庁舎内を予定（WEBによる実施も可能）。詳細は対話への参加申込者に別途伝える。

(4) 実施方法

村及び対話参加者で個別に行う。対話参加者は個別又は複数の民間事業者とし、本事業に関する事業化支援業務の受託者たる株式会社ローカルファースト研究所が同席する。

(5) 申込み方法

別紙「様式集」中、「募集要項等に関する競争的対話の申込書（様式第3号）」に必要事項を記入の上、担当窓口で電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名は「【第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業競争的対話 参加申込】〇〇〇（参加者名）」とすること。なお、希望日時については、各日程の枠で第1～3希望まで受付を行い、詳細な時間については別途通知するものとする。

(6) 申込み期限

令和8年3月16日（月） 17時まで

(7) 知的財産権の取り扱い

対話参加者のアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の目的以外に使用しないものとする。

(8) その他

競争的対話への参加による審査への加点はないものとする。

8 参加表明及び資格審査

(1) 提出書類

応募者及び応募者の構成事業者が、応募者の代表事業者によって、様式集第2章に記載された書類を提出し、審査を受けるものとする。

(2) 受付期間及び場所

受付期間及び場所は、次のとおりとする。

- ① 受付期間：令和8年3月13日（金）17時まで必着。
- ② 提出場所：本事業に関する窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送で提出すること。電子メール等による提出は受けないので注意すること。

(3) 資格審査

村は、提出書類に基づいて応募者及び応募者の構成事業者が備えるべき参加資格要件具備について審査を行う。

(4) 参加資格要件の審査結果及び応募参加番号の通知

応募者及び応募者の構成事業者の参加資格要件の審査結果は、令和8年3月12日（木）までに応募者の代表事業者に通知する。

この場合において、当該資格があると認めた者に対して、応募参加番号を参加資格適格通知書により通知する。また、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。なお、電話又は来庁による問い合わせには回答しないものとする。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、村に対し、書面により説明を求めることができる。

- ① 受付期間：令和8年3月19日（木）17時まで必着。
- ② 提出場所：本事業に関する窓口
- ③ 提出方法：「参加資格がないと認めた理由の説明要求書」（任意様式）を作成の上、持参又は郵送で提出すること。なお、電子メール等による提出は

受付けないので注意すること。

④ 回答及び方法：令和8年3月26日（木）までに、書面により回答する。

9 応募

(1) 応募

参加資格があると認められた応募者は、参加資格適格通知書を持参（郵送の場合はコピー）のうえ、提案書を以下の要領にて提出する。なお、応募手続は、応募者の代表事業者が行う。また、応募者については匿名として審査を行うため、提案書のうち指定する様式については、様式の所定の欄に、村が通知した応募参加番号を記載し、コンソーシアム名、応募者名、住所、構成事業者名及びそれらを特定できるマーク（社章）等は記載してはならない。

① 受付期間：令和8年4月10日（金）から4月30日（木）17時までに必着。

② 提出場所：本事業に関する窓口

③ 提出方法：持参又は郵送で提出すること。なお、電子メール等による提出は受け付けないので注意すること。

④ 提出書類：様式集【様式4-1】から【様式9-2】までを参照のこと。

(2) 提案書に記入する金額

優先交渉権者決定に当たっては、提案書（様式集【様式9-1】）に記入された金額（以下「提案金額」という。）をもって審査の価格とする。

提案書には、下記の提案金額を記載するものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、すべて10%で計算するものとする。

提案金額は、施設整備業務の対価並びにその消費税及び地方消費税相当額とする。

(3) 募集予定価格

募集予定価格は、事業期間にわたって村が事業者を支払う本業務の対価並びにその金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を合計した金額（総額）である。なお、設計施工一括請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

【本業務の対価】

587,600,000 円

【内訳】

・業務の対価とその消費税及び地方消費税

(4) 応募の辞退

参加資格があると認められた応募者が応募を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式

集【様式 3-1】) を持参するものとする。

受付期間：令和 8 年 4 月 9 日（木）17 時まで必着。

提出場所：本事業に関する窓口

(5) 応募の棄権

参加資格があると認められた応募者が、(1)に示す応募の受付期間に、提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(6) 公正な募集の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(7) 募集の中止・延期

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、村は、募集の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(8) 応募の無効

次の場合の応募は無効とする。

1	地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者の応募。
2	応募者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の応募並びに応募に関する条件に違反した応募。
3	提案書記載の価格、法人名、氏名その他の事項を確認できない応募。
4	提案書記載の価格を加除訂正した応募及び記名押印のない応募。
5	同一の応募者又はその代表事業者が二通以上の応募をした応募。
6	談合その他不正の行為があったと認められる応募。
7	電子メールによる応募。
8	その他、応募に関する条件に違反した応募。

(9) 提案書の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、村は、優先交渉権者となった応募者から提出された提案書について、本事業の公表その他村が必要と認める場合にあつては、当該提案書の全部又は一部を応募者の承諾を得ることなく無償で自由に使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の応募者から提出された提案書については、当該応募者に無断で使用しないものとする。

イ 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(10) 提案書の変更の禁止

提案書の変更、差替え又は再提出は認めないこととする。

(11) 応募保証金

応募保証金は免除する。

第4章 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式によるものとする。選定委員会は、募集予定価格の制限の範囲内の価格をもって提案を行った者のうち、総合評点が最高点となる者を決定し、村は、選定委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。詳細は審査基準を参照のこと。

1 選定委員会

村は、日吉津村海浜運動公園再整備事業にかかる事業者選定委員会設置要綱に基づき、次に示す外部有識者及び村職員を委員とする選定委員会を設置する。

委員長	多田 憲一郎	鳥取大学地域学部地域学科教授
副委員長	澤田 廉路	工学博士、一級建築士
委員	吉井 麻千子	鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課長
委員	小原 義人	日吉津村副村長
委員	矢野 孝志	日吉津村福祉保健課長
委員	杉本 由香	日吉津村ファミリー・サポート・センター支援会員
委員	高塚 結佳	日吉津児童館秋桜会 会長・保護者会 副会長

2 審査及び優先交渉権者決定手順

(1) 審査手順

選定委員会は、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容が、村が要求する設計業務、工事監理業務及び建設業務に関する要求水準を満足することを前提とし、提案価格及び提案書の内容に係る審査を行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるヒアリング（書類形式を含む。）を行う。なお、詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

(3) 優先交渉権者の選定及び決定

選定委員会は、提案価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき、最高評点を獲得した者を村に報告し、村は、選定委員会の決定を尊重して、優先交渉権者を決定する。

最高評点到複数の提案が同点で並んだ場合は、村と選定委員会が、協議・検討し、最高評点到並んだ提案の中から、村の要求に最も沿っていると判断できる提案を優先交渉権者として決定する。

(4) 応募結果の通知及び公表

村は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して応募結果を通知するとともに、

村のホームページへの掲載により応募結果を公表する。

(5) 事業者を選定しない場合

村は、事業者の募集、提案書の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても村の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準が村の求める水準に達していない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

第5章 契約に関する事項

1 手続における交渉の有無

優先交渉権者の決定後の契約手続において、募集要項等に示した契約条件の重要な変更は行わないこととする。

2 設計施工一括請負契約の締結

村と設計事業者、建設事業者及び工事監理事業者は、設計施工一括請負契約の仮契約を締結する。この仮契約は日吉津村議会の議決を経たときに、本契約としての効力が生じる。

3 契約保証金

事業者は、設計施工一括請負契約の定めに従って、契約保証金を納付する。

ただし、契約保証金は、日吉津村財務規則（平成21年規則第8号）第108条の規定に該当する場合は、免除する。その他、契約保証金に代わる担保については、同規則第110条を適用するものとする。

4 契約条件の変更

上記設計施工一括請負契約書の締結に当たっては、軽微な事項を除き、事業者の提案価格及び提案書の内容並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

5 契約締結まで至らなかった場合

事業者が設計施工一括請負契約書を締結しない場合、村は事業者を除く応募のうち、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

6 議会の議決に付すべき契約の締結

設計施工一括請負契約は、日吉津村議会の議決を経たときに、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、村と事業者との間において、設計施工一括請負契約が効力を生じるに至らなかった場合（事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には、村及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、村及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

7 その他

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、村のホームページ等を通じて行う。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、参加資格の審査に要する書類及び提案書については、返却しないものとする。

第6章 事業実施に関する事項

1 村による本事業の実施状況の確認

村は、本事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実にを行い、要求水準書に規定された要求水準を達成しているか否かを確認することができるものとする。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は事業者の負担とする。

2 事業期間中の村と事業者の関わり

本事業は、原則として事業者の責任において遂行される。村は、前項のとおり事業実施状況について確認を行うものとし、原則として代表事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて構成事業者及び協力事業者と直接、連絡調整を行うことができるものとする。

3 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置については、設計施工一括請負契約書（案）を参照すること。

第7章 その他

1 権利義務に関する制限

(1) 設計施工一括請負契約上の地位

村の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は設計施工一括請負契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

(2) 債権の譲渡・質権設定及び担保の提供

事業者は、村に対して有するサービス対価に係る債権のほか設計施工一括請負契約上の村に対する債権を村の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、質権の設定又は担保の提供を行うことはできないものとする。

2 法制上及び税制上の優遇措置

村は、本事業における法制上及び税制上の優遇措置は予定していない。

3 財政上及び金融上の支援措置

- (1) 村は、財政上及び金融上の支援措置を予定していない。
- (2) 財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行すること。
- (3) 村は、国からの交付金（第2世代交付金）の交付を受けることを予定しているが、別途定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、村が行う交付金に係る手続等に必要ない図面や事業費、面積等の資料提供等を行うこと。

第8章 受付窓口

担当部署 総務課 担当：長谷
住所 〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
電話 0859-27-5954
FAX 0859-27-0903
E-mail soumu@vill.hiezu.lg.jp

日吉津村ホームページアドレス

https://www.hiezu.jp/list/sousei_soumu/g134/x204/y122/y123/